

令和2年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和2年五所川原市教育委員会第12回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第49号	令和2年11月19日	五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和2年11月19日	原案可決
議案第50号	令和2年11月19日	五所川原市小・中学校文化部活動の方針について（追加議案）	令和2年11月19日	原案可決

令和2年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

日時：令和2年11月19日（木）午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和2年第11回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第49号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第 6 議案第50号 五所川原市小・中学校文化部活動の方針について（追加議案）

閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀	
1 番	丁子谷	悟 委員
2 番	木 村 吉 幸	委員
3 番	奈 良 陽 子	委員
4 番	楠 美 恭 寛	委員

◎説明のため出席した職員（8名）

	教育部長	夏 坂 泰 寛
教育総務課	課長	永 山 大 介
社会教育課	課長	大 沢 丈 徳
スポーツ振興課	課長	近 藤 達 也
学校教育課	課長	谷 川 龍 三
学校給食センター	所長	葛 西 一
図書館	館長	吉 田 秋 蔵
学校教育課	課長補佐	川 浪 学

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	鎌 田 郁
-------	------	-------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和2年五所川原市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、3番 奈良委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和2年第11回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。その前に、前回の議案でありました「五所川原市中期社会教育計画」及び「五所川原市スポーツ顕彰基準」の経過について担当課より説明がありますのでお願いします。

○社会教育課長

「議案第47号 五所川原市中期社会教育計画の策定について」、意見のとおり修正を行った旨を資料をもとに説明した。

○スポーツ振興課長

「議案第48号 五所川原市スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について」は、本年度は従前の取り扱いとし、内容精査してから再提案することを説明した。

○教育長

ご異議なければ前回会議録の承認をしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策等で延期されていた修学旅行について報告します。小学校では、該当する学年が全て6年生ということで何とか実施する方向で各学校と市教委が協議を続けてきましたが、最終的には保護者の承諾を得て9月上旬から10月末の期間で全小学校で実施することができました。旅行先については、各学校の判断により函館方面が8校、岩手・宮城方面が2校、県内が1校となりました。中学校については、市浦中学校だけ該当する学年が3年生ということで、10月22日から1泊2日の日程で県内で実施しております。他の中学校は2年生が該当するということで、来年度に延期しております。

次に、これも新型コロナウイルスの影響によるものですが、市教委・県教委に関係する先生方の研修会・公開研が中止となりました。一つは、2年間市教委の研究指定を受けて「今日的な教育課題について実践的な研究調査を行い、その成果を公開し、市内小・中学校の教育活動の充実に資する」ことを趣旨に授業公開・研究発表を予定しておりました金木小・金木中学校については、資料発表という形での報告になりました。もう一つは、五所川原小学校を会場に県教育委員会及び関係団体等が開催を予定しておりました「青森県学校保健・安全・給食研究大会並びに第62回西北五合同学校保健研究大会」も関係者が県内一円から参加することから中止となり、資料等の報告となりました。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 議案第49号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。担当課より説明願います。

○スポーツ振興課長

議案第49号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案を可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第49号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は可決されました。

次に、日程第6 議案第50号「五所川原市小・中学校文化部活動の方針について」を議題といたします。担当課より説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第50号「五所川原市小・中学校文化部活動の方針について」、議案書をもとに説明する。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

説明いただき素晴らしいものだと思います。文化部の活動は実際どういうものがあるのでしょうか。

○学校教育課長

7月6日時点での小学校の調査結果では、栄小はトランペット部があり令和2年度に部活動から切り離す計画であります。平日または週休日に活動するということです。金木小学校には吹奏楽部と三味線部があり、吹奏楽部は昨年度まで大規模な演奏ができましたが、新入部員数が先細りで今年度は人数が少ないとのこと。現状から考えると今後の継続は難しいだろうということです。三味線部も人数が先細りしており、楽器も痛んできており新しく購入できない現状であるということです。五所川原小学校には合唱部があります。令和元年度にスポーツ振興課が社会体育への移行の説明をしたときに、文化部活動についても保護者へ説明しています。内容は合唱部現5、6年生は学校部活動として行いますが、現4年生が6年生になった時、令和4年度からは部活動では行わないと説明しています。

○教育長

中学校では五一中、金中に吹奏楽部があります。昔はカルタなどたくさんの文化部活動がありました。

○丁子谷委員

中学校の方も詳しく把握していただきたいです。

○学校教育課長

すぐにまとめて報告いたします。

○木村委員

人数が先細りだということですが、存続の手立てはないものですか。

○教育長

金木小では、同じような状況にある森田小学校と吹奏楽の合同練習のようなものをやっているそうです。ただ、楽器を置く場所などの課題があります。これからは学校単独での活動は難しくなっていくので社会教育の方に移行するしかないと思います。「今後に向けて」の部分にこういった課題を記載していますが、文化部活動だけではなく運動部活動も同じことで、これは五所川原市だけの問題ではなく学校教育の中で大きな課題となっています。

また、今回この方針に感染症対策を記載していますが、これまで作成した「中学校運動部活動の方針」と「小学校スポーツ活動の方針」にも感染症対策の記載を追加したらよろしいのではないのでしょうか。

○学校教育課長、スポーツ振興課長

今年度中に定例会に諮り改定します。

○教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案を可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号「五所川原市小・中学校文化部活動の方針について」は可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

その他に何かございますでしょうか。

○教育総務課長

いずみ小学校体育館における物損事故に関する和解の専決処分について、11月30日開会予定の市議会第6回臨時会で報告する旨を口頭で説明した。

○丁子谷委員

文化部の説明がありましたが、対象が子ども達ということで先々のことを考えないといけません。先日新聞に掲載されていましたが、全日本野球協会でも12歳以下の小学生を対象に、硬式軟式に関わらず公認野球指導者の資格を導入するということがありました。スポーツマンシップや故障防止のための医学的知識、実技指導などをテーマとした講習を受け、検定に合格すると資格が与えられるということです。来年の1月から始まりますので、まずは対象者の確認と、今後はこのような資格がないとできないということを考えていかないとはいけません。また、そのための登録料や受講料が必要になりますので、予算措置をしながら小学校の部活動は地域の方にお願ひするという方向になるのではないのでしょうか。将来的には15歳以下の中学生まで対象が広がるそうです。部活動から移行するためにも指導者の養成が必要になると思いますので、このことについて考えをお聞きします。

次に、先般市浦地区で住民懇談会がありまして、地域の行事、イベントに寄与できる体制づくりとして社会教育の取り組みというものが出ていました。また、子供会組織の活動現状というものも出ていましたので、どのような社会教育の取り組みがあるのか教えてください。

次に、1月の成人式は五所川原市ではやれるのかどうかお聞きします。

次に、10月から給食費が無償になりましたが、教員や職員の分はどうしているのでしょうか。

次に、市浦の体育館とコミセンですが、冬季間に高齢者が中を散歩したいので開放してほしいという要望がありましたので、

要望に応えられるのかお聞きします。

最後に、先月の学校訪問で、子ども達がマスクをしていない学校が見受けられましたが、気の緩みなのか指導不足なのか、その後どのようなになっているのかお聞きします。

○スポーツ振興課長

指導者の件についてお答えします。昨年11月に策定した「小学校スポーツ活動の方針」では、令和2年度から3年度で運動部活動を社会体育に移行する方向性を示しています。指導者の確保は非常に重要な課題となっており、スポーツ振興課では今年度から指導者等講習会を開催しています。今年度は、「小学校年代におけるのスポーツ栄養学」と「指導者が知っておくべきスポーツ現場での応急処置」という二つのテーマで8月に講習会を開催し約30名の参加がありました。来年度以降もこれから指導者になる方や指導者の協力者になる方などを対象に年2回の開催を継続していく予定です。資格取得の登録料などの費用についても課題として認識していますが、正直なところ、現在当市のスポーツ団体の種目ごとに、どのような指導者の資格があつて、何人の資格者がいて、資格の取得や更新のための登録料がどうなっているのか把握できていない状況です。まずは基礎的な情報を収集して、必要となる予算を試算しながら検討していきたいと思ひます。

次に、市浦体育館の開放についてお答えします。個人使用には1時間120円の使用料がかかります。子ども達をはじめ全ての方から料金を徴収しているのので、できれば徴収させていただきたいと思ひます。

○丁子谷委員

体育館は、全面ではなく一部だけを使用するので料金が免除にならないかという要望でしたのでご検討ください。

指導者のことについては、先ほど野球を例に出しましたが各種目ごとに認定制度ができると思ひます。受講料や更新料、時間的な手当が出てくる場合があります。それを教育委員会が全部持つということではなく、そのクラブが負担するものもこれから出てくると思ひますので、指針を立てていただければと思ひます。

○社会教育課長

各地域で実施している社会教育事業についてお答えします。高齢者大学と歴史探訪ノルディックウォークを五所川原、金木、市浦の地域別で開催しています。歴史探訪ノルディックウォークは、今年度はコロナの影響で市浦、金木地区はできませんでしたが、五所川原地区では平和博展に関連して11月29日に開催する予定です。来年度以降も、6月に金木地区で太宰関連、8月に市浦地区十三湖高原まつりの際に、9月には五所川原地区で歴史を巡るノルディックウォークを継続していきたいと思ひます。この事業は、社会教育課とスポーツ振興課、青森県ノルディックウォーク連盟が実行委員会形式で開催していくものです。市浦地区では、もともと合併する前から様々な教室等が行われていたと思ひます。門松づくり、もや焼き、十三の砂山踊り、

虫送りの囃子など、スポーツでもダンス、野球、バトミントン、水泳、スキーなどの各種教室や登山、ジュニアリーダー研修会などが行われていましたが、徐々に活動が廃れていきました。その中で行事に関わるものとしては、虫送りの囃子や十三の砂山踊りの講座が挙げられると思います。市浦地区に公民館がないので、前々回の市浦住民懇談会でも五所川原や金木の公民館で開催している講座のことで質問がありました。要望があれば検討するのでお寄せくださいと答えましたが、その後特に要望はありませんでした。

次に子供会の活動についてお答えします。前々年度まで子供会育成連合会への補助事業がありましたが、加盟する団体数の減少により活動が活発に行われていないことから事務事業の見直しにより補助金は廃止になりました。ほとんどの子供会で活動の実態がないという状況でした。

次に成人式についてお答えします。他自治体で参加者全員にPCR検査や抗原検査を行うということが報道されていましたが、市健康推進課で確認したところ、青森県保健医療政策推進監は、イベントの参加者に対し無症状にもかかわらず全員を検査するというタイプのものは、現在の感染状況ではお勧めしないとコメントを出していました。このことから、五所川原市では感染予防を徹底して開催する方向で、現在は11月30日まで申し込みを受けている段階ですが、今後も感染状況により変更の可能性がありそうです。他自治体の状況も注視していきたいと思っています。

○学校給食センター所長

教職員の給食費についてお答えします。教職員は従来どおり一食につき小学校270円、中学校300円を負担しております。すくすく学校給食応援事業は保護者に対する制度ですので教職員には適用になりません。

○学校教育課長

マスクについてお答えします。先日弘前市でクラスターが発生した際に、各小中学校に感染予防対策の徹底を通知しております。我々が学校訪問した際にも検温しないということがありましたので、検温、消毒、マスク、3密防止の徹底をお願いしたところでした。学校教育課で何か所か訪問しましたが、子ども達のマスク着用は守られていて特に気にならなかったと思います。ただ今後も、機会を見つけて感染予防対策を働きかけていく必要があると思います。

○教育長

青森県内の感染は現在落ち着いてきましたが、東京は今日も500人の感染者が出て全国的にもものすごい数で増えています。これからは国が指示を出さないと大変な状況になると思います。子ども達に関わることでありますので、すぐに対応できるよう緊張感を持って対策を取ってほしいと思います。

○楠美委員

嘉瀬スキー場は昨年3日しか営業がなかったのですが、雪が少ないために子どもにとってはリフトの位置が高くなっていました。高さを調節するピンが固くなって下らなかったので点検しているのか気になりました。今年の営業に向けて点検をお願いします。

○教育長

せっかくの施設ですので、使い勝手が改善されるようにスポーツ振興課で対応をお願いします。

○スポーツ振興課長

毎年点検は行っているのですが、再度確認いたします。

○教育長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

ないようですので、これを持ちまして令和2年五所川原市教育委員会12回定例会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年11月19日

五所川原市教育委員会教育長

長尾 孝紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 3番

奈良 陽子

会議の書記 教育総務課長

永山 大介